

## 輸出入申告の提出先部門等一覧

(本関及び本関出張所：平成30年7月1日～)

官署	提出部門	部門コード (システム設定)	区分	代表統番 (税番)
本 関	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～ <u>第4部第24類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～ <u>9922</u> 、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		<u>第5部第25類～第7部第40類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9802、 <u>9907、9923、9931～9938、9956～9958</u> 、9982
	通関第3部門	03		<u>第8部第41類～第15部第83類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9803、 <u>9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963</u> 、9983
	<u>通関第4部門</u>	<u>04</u>		<u>第16部第84類～第21部第97類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9804、 <u>9953～9954、9984、フランク扱い貨物</u>
	夜間・休日通関窓口	88		全品目 (執務時間外に申告するものに限る。)
	収納課	05	輸 入	定率法第16条
六甲アイランド	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～ <u>第4部第24類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～ <u>9922</u> 、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		<u>第5部第25類～第7部第40類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9802、 <u>9907、9923、9931～9938、9956～9958</u> 、9982
	通関第3部門	03		<u>第8部第41類～第15部第83類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9803、 <u>9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963</u> 、9983
	通関第4部門	04		<u>第16部第84類～第21部第97類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9804、 <u>9953～9954、9984、フランク扱い貨物</u>
	<u>通関第5部門</u>	<u>05</u>		<u>マニュアル申告</u>
	収納課	20	輸 入	定率法第16条
ポートアイランド	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～ <u>第4部第24類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～ <u>9922</u> 、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		<u>第5部第25類～第7部第40類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9802、 <u>9907、9923、9931～9938、9956～9958</u> 、9982
	通関第3部門	03		<u>第8部第41類～第15部第83類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9803、 <u>9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963</u> 、9983
	通関第4部門	04		<u>第16部第84類～第21部第97類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9804、 <u>9953～9954、9984、フランク扱い貨物</u>
	<u>通関第5部門</u>	<u>05</u>		<u>マニュアル申告</u>
	収納課	20	輸 入	定率法第16条

- (注) 1. 第98類とは、定率法第14条第18号(1万円以下のもの)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。  
2. 第99類とは、少額輸入貨物(課税価格の合計が20万円以下)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。  
3. 下線部分が変更・追記箇所を表わす。